

福島区役所敷地内植栽剪定等及び病虫害防除業務委託 仕様書

本仕様書は、福島区役所敷地内及び各階庭園植栽剪定等及び病虫害防除業務の内容を定めるものであるが、本仕様書に記載されていないもので作業実施が必要と認められる軽微なものについても、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1. 業務委託概要

本委託業務は、植込敷地内の樹木等管理（除草含む）の一環として実施するものであり、各植物の生育条件を整え、その形態の育成、維持、保全を図るようにしなければならない。

2. 委託業務内容

(1) 植栽剪定業務（除草含む）

① 対象樹木及び剪定方法

福島区役所敷地内及び各階庭園に自生する樹木を、次の方法により剪定すること。

業務区分	対象	業務内容
剪定 刈り込み	高木 中木 低木	剪定、刈り込みは樹木の種類により剪定、刈り込みの効果を十分発揮できるよう実施すること。 強風により周囲に悪影響を及ぼす恐れのある高木については、特に丁寧に行うこと。 低木は高さが不揃いにならないよう丁寧に行うこと。
除草		除草は樹木類を傷めないように十分注意すること。

② 実施場所

庁舎外周（一階のみ）

（別紙1「福島区役所平面図」参照）

③ 実施時期

令和8年8月～9月の土曜日もしくは日曜日（1回実施）

※ただし8月23日（日）、9月27日（日）を除く。

作業日時については事前に本市担当者と調整し了承を得ること。

④ 剪定枝等のゴミ処分

剪定により発生する剪定枝等の作業ゴミ等については重さを計り報告すること。

また、処分については法令を遵守し適正な方法により請負人が行うこと。

(2) 低木の病害虫防除業務

① 病害虫防除業務

低木の病害虫防除業務については次の事項の遵守に努め、薬剤の飛散が近隣住民・通行人等に健康被害を及ぼすことの無いよう最大限配慮すること。

ア 薬剤の使用にあたっては、誘殺、塗布、樹幹注入等の散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても最小限の範囲における散布に留めること。

イ 使用薬剤は、農林水産省の登録を受けたものとし、選別にあたっては安全性が高く、悪臭、刺激、汚染、引火性が無いものを使用すること。また、事前に本市担当者の承認を受けること。

ウ 薬剤を散布する場合は無風または風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向き、ノズルの向き等に注意して実施すること。

エ 作業実施にあたっては1週間前までに薬剤使用の目的、実施日時、使用薬剤の種類について本市担当者へ報告するとともに、作業実施後は薬剤を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した薬剤の種類または名称並びに仕様した薬剤の単位面積当たりの使用量または希釈倍数についても、本市担当者へ報告すること。

オ 散布作業時には散布区域内に薬剤使用者以外の者が入らないよう最大限の配慮を行うこと。

② 実施場所

庁舎外周、庁舎3階（北側・東側）屋上庭園

（別紙1「福島区役所平面図」参照）

③ 実施時期

令和8年8月～9月の土曜日もしくは日曜日（1回実施）

※ただし、8月23日（日）、9月27日（日）を除く。

作業日時については事前に本市担当者と調整し了承を得ること。

3. 検 査

作業が完了したときは、必ず責任者立会いのうえ、本市担当者の確認を受けなければならない。

4. 各種報告・届出等

作業の実施に際し、下記報告及び届出書類を提出すること。

施工前：工程表、現場代理人届（現場責任者報告）

施工後：作業前・中・後現場写真（内容説明付）、作業完成届

5. 契約期限

令和8年9月30日（水）

6. その他

- ・ 剪定作業中に樹木の傾き・揺れ・腐食等の異常が認められた場合は本市担当者に報告し指示を受けること。
- ・ 作業は通行人や通行車両、建造物等に損傷を与えないように安全措置を講じること。
また、業務遂行については適切な安全対策を施し、業務遂行上の労働災害の適用については請負人の負担する保険とする。
- ・ 剪定に際して発生する剪定枝等や作業後のゴミ等については法令を遵守し適正な方法により請負人が処分を行うこと。
- ・ 作業完了時は仮設物の撤去、後片付け及び清掃等を実施し、本市担当者の承諾を得ること。
- ・ 作業にかかる諸費用については、請負人の負担とする。ただし、光熱水費について請負人からの申し出があった場合は、調整するものとする。
- ・ この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、承諾を得た場合は、この限りでない。
- ・ 「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」にかかる取扱いについては、別紙特記仕様書によるものとする。
- ・ その他作業実施にあたっては、本市担当者の指示に従うこと。

7. 仕様書に関する問い合わせ先

大阪市福島区役所企画総務課（総務）

担当：植田

所在地：〒553-8501 大阪市福島区1丁目8番1号 大阪市福島区役所4F

電 話：06-6464-9625 FAX：06-6462-0792

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

契約事務の適正化に関する特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の企画総務課（連絡先 06-6464-9625）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。